

府中市・宝塚市災害時相互応援協定書

東京都府中市と兵庫県宝塚市（以下「協定市」という。）とは、災害時における応急復旧対策に係る相互の応援を行うため、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害時において同時被災しにくい遠隔自治体同士として締結するもので、協定市のいずれかの地域で、大規模な災害（災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、被災した市（以下「被災市」という。）が独自では十分な応急復旧対策ができない場合において、被災していない協定市が応援協力し、被災市の応急復旧対策を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 応援しようとする市（以下「応援市」という。）は、被災市から応援要請を受けた場合は、要請内容に従って応援するよう努めるものとする。

（応援の内容）

第3条 応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- （1）応急復旧対策に必要な職員の派遣
- （2）食料、飲料水及び生活必需品の提供
- （3）応急復旧対策に必要な資機材の提供
- （4）災害時の情報発信協力
- （5）前各号に掲げるもののほか特に要請がある事項

（応援要請の手続）

第4条 被災市は、応援を要請しようとするときは、電話等により応援要請を伝え、応援内容を相互に確認したうえで、様式1「応援要請書」により応援要請を行うものとする。

2 協定市は、前項の応援要請を請け応援を行うときは、電話等により応援する旨を伝え、速やかに様式2「応援回答書」により応援内容を通知する。

（応援要請の手続きができない場合の応援）

第5条 被災市に大規模な災害が発生し、被災による相互の連絡不能などにより応援要請の手続きが速やかにできない場合においては、応援市が自らの判断により応援できるものとする。この場合において、様式3「応援通知書」により応援内容を被災市に通知するものとする。ただし、連絡が困難な場合は事前に通知することを要しない。

（応援経費の負担）

第6条 応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、協定市が協議して別に定めるものとする。

(災害補償)

第7条 派遣職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

2 派遣職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市が賠償の責めを負い、被災市の往復経路の途中に生じたものについては応援市が賠償の責めを負うものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協定市が協議して定めるものとする。

(効力の発生)

第9条 この協定は、協定を締結した日から効力を発生する。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、協定市は署名押印のうえ、各1通を保管するものとする。

平成29年（2017年）2月9日

府中市長

印

宝塚市長

印